

町 民 税 の 所 得 控 除 額 一 覧 表 N o . 1

1. 雑 損 控 除 額	(1)と(2)のいずれが多い金額 (1)(損害金額－保険等による補てん額)－(総所得金額×10%) (2)(災害関連支出額－保険等による補てん額)－5万円																				
2. 医 療 費 控 除 額	【医療費控除額】(限度額200万円) 年中に支払いした医療費の総額 ー 保険金等で補てんされる金額 ー 10万円と「合計所得金額の5%」のいずれか少ない方の金額 【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】(限度額8万8千円) 年中に支払いした特定一般用医薬品等購入費の総額 ー 保険金等で補てんされる金額 ー 1万2千円 ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることを選択した場合、通常の医療費控除を受けることはできません。																				
3. 社会保険料控除額	支払った保険料及び給与等から控除された保険料の金額(事業主負担は除く) ※国民年金・農業者年金・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療制度の保険料も含まれる。																				
4. 小 規 模 企 業 共 済 等 控 除	支払った共済掛金と確定拠出型年金と心身障害者扶養共済掛金との合計額																				
5. 生 命 保 険 料 控 除	(1)旧制度(平成23年12月32日以前に締結された保険) 一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除に適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th><th>保険料控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td><td>支払保険料等全額</td></tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払保険料等×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払保険料等×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円超</td><td>一律 35,000円</td></tr> </tbody> </table> (2)新制度(平成24年1月2日以降に締結された保険) 一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除に適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th><th>保険料控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td><td>支払保険料等全額</td></tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払保険料等×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払保険料等×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円超</td><td>一律 28,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	保険料控除額	15,000円以下	支払保険料等全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	一律 35,000円	年間の支払保険料等	保険料控除額	12,000円以下	支払保険料等全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	一律 28,000円
年間の支払保険料等	保険料控除額																				
15,000円以下	支払保険料等全額																				
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																				
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																				
70,000円超	一律 35,000円																				
年間の支払保険料等	保険料控除額																				
12,000円以下	支払保険料等全額																				
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																				
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																				
56,000円超	一律 28,000円																				

町 民 税 の 所 得 控 除 額 一 覧 表 No.2

6.地震保険料控除	(1)地震等損害保険の場合 支払保険料×1/2 (最高限度額25,000円)																																																										
	(2)長期損害保険の場合 ※平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)のうち、満期返戻金等があり、かつ、保健機関が10年以上のもので、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの。 ① 5,000円以下の場合 …… 支払保険料 ② 5,001円～15,000円 …… 支払保険料×1/2+2,500円 ③ 15,001円以上 …… 10,000円																																																										
	(3)両方ある場合 …… 上記の合計額 (最高限度額25,000円)																																																										
7.障害者・ひとり親・寡婦・勤労学生控除	(1)一般の障害・寡婦・勤労学生 …… 260,000円 (2)ひとり親 …… 300,000円																																																										
8.特別障害者控除額	(1)特別障害者 …… 300,000円 (2)同居特別障害者 …… 530,000円																																																										
9.配偶者(特別)控除額	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">居住者の所得金額の合計額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>48万円以下(控除対象配偶者)</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>(老人控除配偶者) 70歳以上の方</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>48万円超 95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>				居住者の所得金額の合計額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円以下(控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円	(老人控除配偶者) 70歳以上の方	38万円	26万円	13万円	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円	控除の種類 配偶者控除 配偶者特別控除
	居住者の所得金額の合計額																																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																								
48万円以下(控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円																																																								
(老人控除配偶者) 70歳以上の方	38万円	26万円	13万円																																																								
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																								
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																								
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																								
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																								
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																								
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																								
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																								
133万円超	0円	0円	0円																																																								
※年齢は当該年度の1月1日を基準とする。																																																											
10.扶養控除額	扶養親族とは、生計を一にする親族(配偶者を除く。)、当道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が48万円以下である者をいう。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>控除額</th></tr><tr><td>(1)一般の扶養親族</td><td>年齢16歳以上の扶養親族</td><td>330,000 円</td></tr><tr><td>(2)特定扶養親族</td><td>年齢19歳以上23歳未満の扶養親族</td><td>450,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">(3)老人扶養親族 (年齢70歳以上)</td><td>① 同居老親等</td><td>450,000 円</td></tr><tr><td>② 同居老親等以外の者</td><td>380,000 円</td></tr></table> ※年齢は当該年度の1月1日を基準とする。 ※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はないが、町民税・県民税の非課税を判断する際に、扶養親族数として算定される。 ※青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者は、扶養親族から除く。						控除額	(1)一般の扶養親族	年齢16歳以上の扶養親族	330,000 円	(2)特定扶養親族	年齢19歳以上23歳未満の扶養親族	450,000 円	(3)老人扶養親族 (年齢70歳以上)	① 同居老親等	450,000 円	② 同居老親等以外の者	380,000 円																																									
		控除額																																																									
(1)一般の扶養親族	年齢16歳以上の扶養親族	330,000 円																																																									
(2)特定扶養親族	年齢19歳以上23歳未満の扶養親族	450,000 円																																																									
(3)老人扶養親族 (年齢70歳以上)	① 同居老親等	450,000 円																																																									
	② 同居老親等以外の者	380,000 円																																																									
11.基礎控除額	<table><tr><th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>(1)</td><td>24,000,000円以下</td><td>430,000円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>24,000,000円超 24,500,000円</td><td>290,000円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>24,500,000円超 25,000,000円</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>(4)</td><td>25,000,000円超</td><td>0円</td></tr></table>				納税者本人の合計所得金額		控除額	(1)	24,000,000円以下	430,000円	(2)	24,000,000円超 24,500,000円	290,000円	(3)	24,500,000円超 25,000,000円	150,000円	(4)	25,000,000円超	0円																																								
納税者本人の合計所得金額		控除額																																																									
(1)	24,000,000円以下	430,000円																																																									
(2)	24,000,000円超 24,500,000円	290,000円																																																									
(3)	24,500,000円超 25,000,000円	150,000円																																																									
(4)	25,000,000円超	0円																																																									